

東山児童館運営委員会規約

(目的)

第1条 この規約は、東山児童館の適切な運営と発展を期するとともに、児童の健全育成の推進を図るため、みよし市児童厚生施設管理規則第4条の規定に基づき、東山児童館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置することを目的とする。

(委員)

第2条 運営委員会の委員は、次の各号のとおりとする。

- (1) 区長、(2) 区長代理（健全育成会会長）、(3) 区長代理（会計）、
- (4) 顧問、(5) アドバイザー、(6) 相談役、(7) 区議員議長、
- (8) 民生児童委員、(9) 子育てクラブ会長、(10) ジュニアクラブ会長、
- (11) 子ども会指導者（男性・女性）、(12) 児童厚生員、(13) 区事務員

(委員の任期)

第3条 運営委員会の委員の任期は、その職にある期間中とする。

(活動)

第4条 運営委員会は、次の各号の活動を行う。

- (1) 児童館の運営に関すること。
- (2) 関係団体との連携に関すること。
- (3) 児童の健全育成のために必要な資料・情報等を収集すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、目的達成のために必要なこと。

(役員)

第5条 運営委員会に、次の役員をおく。

- (1) 委員長
 - (2) 副委員長
- 2 役員を選任については、次のとおりとする。
- (1) 委員長は、区長をもってあてる。
 - (2) 副委員長は、区長代理（健全育成会長）、区長代理（会計）をもってあてる。
- 3 役員の職務は、次のとおりとする。
- (1) 委員長は、運営委員会を代表し、会務を統括し、会議の議長となる。
 - (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 運営委員会は、年1回の開催とする。

- 2 委員長が、必要と認めたときは、臨時に運営委員会を開催することができる。
- 3 議決を必要とする事項については、出席者の過半数で決定する。
ただし、可否同数の場合は、委員長が決定する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、役員が別に定める。

附則

1. この規約は、平成22年4月1日から施行し、東山児童館運営規定（平成元年4月1日施行）は、廃止する。

2. この規約は、平成23年4月1日から施行する。

東山児童館使用規定

(目的)

第1条 この規定は、東山児童館（以下「児童館」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(管理責任者)

第2条 児童館の管理責任者は、区長とする。

(開館時間)

第3条 児童が児童館を使用するときの開館時間は、午前10時から午後5時までとする。

(利用時間)

第4条 児童館の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。

ただし、利用時間内であっても、児童館の開館時間は児童の利用に差し支えない範囲での利用とする。

(時間の変更)

第5条 第3条の開館時間及び第4条の利用時間について、管理責任者が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(使用願)

第6条 児童館を使用しようとする者は、東山児童館使用願（様式1）を児童厚生員に提出し、許可を受けなければならない。

ただし、東山区及び東山行政区運営規約第5条に規定する各種団体・各種委員（以下「東山区等」という。）は、児童厚生員に口頭または電話等による使用願いを認めるものとする。

2. 東山区等以外の者が児童館を使用しようとする場合は、使用の1か月前までに東山児童館使用願を児童厚生員に提出し、許可を受けなければならない。

(使用の不許可)

第7条 児童館の使用にあたり、次のひとつに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあると認めるとき。
- (2) 営利を目的とするとき。
- (3) 児童館の管理運営上に支障があるとき。
- (4) その他、児童館を使用させることが適当でないと認められるとき。

(使用料)

第8条 児童館の使用料は、別表のとおりとし、使用后、1か月以内に納入することとする。

ただし、管理責任者が必要と認めたときは、使用料を減免することができる。

(許可の取り消し等)

第 9 条 児童館の使用にあたり、管理責任者または児童厚生員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為等があったときは、その許可を取り消し、または使用を制限することができる。

(清掃等)

第 10 条 児童館の使用後は、速やかに使用した施設を清掃するとともに、設備または備品等を現状に復さなければならない。

2. 使用者は、火気の点検（電気・ガス等）及び施錠を確認しなければならない。

(原状回復等)

第 11 条 使用者は、児童館の施設等を損傷または滅失したときは、管理責任者の指示に従い、これを原状に回復し、または損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第 12 条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附則

1. この規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、東山児童館使用規定（平成 13 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

東山児童館使用規定の雑則

東山児童館使用規定（以下「使用規定」という）第 12 条に基づき、管理責任者が必要と認めて定めた事項は、次のとおりである。

1. 東山児童館（以下「児童館」という。）の保守管理は、管理責任者が行なう。
2. 児童館の鍵は、区長・児童厚生員及び太田克典氏が所持し、保管する。
3. 児童厚生員の勤務時間外に児童館を使用するときは、鍵保管者から鍵を借用し、児童館備え付けの帳簿に必要事項を記入しなければならない。
4. 使用規定第 6 条中の「東山区等」には、弥栄会、大組及び各組の総会等の会議をも含むものとする。
5. 使用者は、節電及び節水に務めるものとする。
6. 児童厚生員の勤務を要しない日は、次のとおりとする。
 - (1) 日曜日、毎月の第 1 火曜日及び第 3 火曜日
 - (2) 国民の祝日
 - (3) 年末年始の期間（12 月 28 日から 1 月 4 日まで）
 - (4) その他、管理責任者が必要と認めた日

附則

1. この雑則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別 表（第 8 条関係）

和室及びホールの使用料	午前 9 時～午後 1 時	午後 1 時～午後 5 時	午後 5 時～午後 10 時
1. 東山区等（大組・各組含む）	無 料	無 料	無 料
2. 区民が主催する生涯学習の 講座・実習・講習等	5 0 0 円	5 0 0 円	5 0 0 円
3. 各種教室としての貸館（貸し教室）			
4. その他			

図書室の使用料	午前 9 時～午後 1 時	午後 1 時～午後 5 時	午後 5 時～午後 10 時
1. 東山区等（大組・各組含む）	無 料	無 料	無 料

- 備 考：1. 東山区等以外の個人・団体が、和室の冷暖房を使用する場合は、
使用料に 1 時間当たり 1 0 0 円の光熱費を加算する。
2. 東山区等以外の個人・団体が、ホールの冷暖房を使用する場合は、
使用料に 1 時間当たり 2 0 0 円の光熱費を加算する。
3. 図書室の使用は、東山区等と限るものとする。